



櫃行審第172号
令和4年9月16日

櫃原市長 亀田 忠彦 様

櫃原市行政不服審査会

櫃原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年2月24日付け櫃総第2040号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します

記

令和3年10月13日付け行政文書の部分公開決定通知書の処分についての
審査請求についての諮問

答申

第1 審査会の結論

本件各審査請求について榎原市長（以下、処分庁としての榎原市長を「処分庁」という。）が行った部分公開決定において非公開とした部分のうち、別表に記載した部分を公開すべきであるから、本件各審査請求は、いずれも棄却すべきであるとの榎原市長（以下、審査庁としての榎原市長を「審査庁」という。）の諮問に係る判断は妥当とはいえない。

第2 事案の概要

事案の経緯

- 1 審査請求人〇〇は、令和3年10月1日処分庁に対し、榎原市情報公開条例（平成10年榎原市条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、下記のとおり行政文書公開請求を行った。

記

2021年4月22日 午前10時～11:30 「〇〇との協議内容」
〇〇 〇〇社長 市長、まちづくり部副部長、建設管理課長、道路河川課長が参加した会議の内容がわかる書類一式

- 2 審査請求人〇〇及び〇〇は、令和3年10月1日処分庁に対し、条例の規定に基づき、下記のとおり行政文書公開請求を行った。

記

2021年4月22日 午前10時～11時30分 「〇〇との協議内容」
〇〇 〇〇社長 市長、まちづくり部副部長、建設管理課長、道路河川課長が参加した会議の内容がわかる書類一式

- 3 これら同趣旨の前2項に掲げる行政文書公開請求に対し、処分庁は令和3年10月13日、当該各請求に対応する行政文書を、『国道24号×JR万葉まほろば線付近整備』議事録」と特定し、個人の氏名の部分及び法人の事業に関する情報の部分を非公開とする部分公開決定（以下「本件各処分」という。）をそれぞれ行い、審査請求人〇〇並びに審査請求人〇〇及び〇〇（以下「請求人ら」という。）に通知した。
- 4 請求人らは、本件各処分が不服であるとして、それぞれ審査庁に対し、令和3年11月22日付け各審査請求書により、本件各処分の取消しを求め、同趣旨の審査請求を行った。
- 5 審査庁は、両審査請求が同趣旨であり、争点を共通にすることから、令和3年11月26日、両審査請求を併合して審理することを決定し、請求人ら

に通知した。

6 処分庁は、審査庁に対し、令和3年12月7日付け弁明書を提出した。

7 請求人〇〇及び〇〇は、審査庁に対し、令和4年1月13日付け反論書を提出した。

8 処分庁は、令和4年1月28日、反論書に対する再弁明はしないことを決定した。

9 審査庁は、令和4年2月24日、橿原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求についての諮問書を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 請求人らの主張

(1) 請求人らの主張の要旨

部分公開決定通知書による一部非公開決定処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 請求人らの主張の理由

市長のみならず、まちづくり部副部長以下、関係する課長が同席し、市長室で1時間30分もの長時間にわたって行われた本件会議は、橿原市において重要な会議と推察される。

部分公開とされた文書の中で、市長は「近藤部長を交えて、国に対しても協議を求める。」と発言したとされており、公の話である。非公開とされた部分が公的事業に関する話であれば当然公開されるべきである。

法人等につき、非公開とすることが許される「公開することにより、当該法人等…の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第1項第2号ア）に該当するためには「害するおそれ」が一般的抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。部分公開されている文書の中では、何ら〇〇（以下「本件株式会社」という。）の利益が害される話はない。また、法人等の「正当な」利益が害されるおそれ（蓋然性）が必要なのであって、正当とは言い難い利益や、橿原市が漫然と表に出しにくい話というだけでは、同号の非公開事由には当たらない。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁の主張の要旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の理由

本件各処分において非公開とした個人の氏名の部分は、条例第6条第1項第1号の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ

があるもの」に該当する。

本件各処分において非公開とした法人の事業に関する情報の部分は、条例第6条第1項第2号アの「公開することにより、当該法人等…の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

非公開とすべきか否かは、請求人らが主張するような会議時間の長さや、国に対する協議の要請の有無によって判断されるものではない。

第4 審査庁の諮問に係る判断

1 諮問の趣旨

請求人らの本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

2 諮問の趣旨に係る判断の理由

本件諮問の趣旨に係る判断の理由は以下のとおりである。

(1) 非公開とすべき個人に関する情報に該当するか

条例第6条第1項第1号は、個人の権利利益を保護するため、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として非公開情報とし、同号ただし書アないしエで例外的公開事由を挙げている。

本件各処分において非公開とされた個人の氏名の部分は、本件会議に参加した本件株式会社の従業員個人の氏名が記載されたものとみられるところ、同従業員は、事業主として本件会議に参加していたものではなく、またその氏名は、それ自体として個人を識別し得る情報であることから、「個人の権利利益を害するおそれ」があるかどうかを問うまでもなく、条例第6条第1項第1号によって保護される個人に関する情報に該当する。そして請求人らからは、同号ただし書アないしエの例外的公開事由に該当する具体的事実の主張はなく、これらを認定すべき証拠もないことから、非公開とすべき個人に関する情報に該当する。

(2) 非公開とすべき法人の事業に関する情報に該当するか

条例第6条第1項第2号は、法人等の権利利益を保護するため、法人その他の団体に関する情報であって、同号ア及びイに該当するものを非公開情報とし（同号ただし書に該当する情報を除く。）、同号アは、「公開することにより、当該法人等…の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を掲げている。

そして、同号アという「競争上の地位」とは、法人等の公正な競争関係

における地位を指し、「財産権その他正当な利益」とは、法的保護に値する権利、ノウハウ、信用等を広く含むが、同号アに該当するためには、請求人らが主張するように、「競争上の地位、財産権その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることが必要である。

本件各処分において非公開とされた法人の事業に関する情報の部分は、いずれも本件株式会社の〇〇社長の発言部分であるところ、ここで詳細に触れることはできないが、その内容の全てが、本件株式会社の具体的な事業計画及び同事業計画に密接に関連する事項であり、これらの情報が公開された場合、本件株式会社の「競争上の地位、財産権その他正当な利益」が害される蓋然性が認められることから、条例第6条第1項第2号によって保護される法人等に関する情報に該当する。

そして、請求人らからは、同号ただし書の公益上の義務的公開事由に該当する具体的事実の主張はなく、これらを認定すべき証拠もないことから、本件各処分において非公開とされた法人の事業に関する情報の部分は、非公開とすべき法人の事業に関する情報に該当する。

(3) 公益上の理由により公開しなかったことが違法か

条例第6条第2項は、実施機関は、公開請求に係る行政文書に同条1項各号に掲げる非公開の情報が記録されている場合において、同項の規定により非公開として保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、公開請求をした者に対し、当該行政文書を公開することができるとし、公益上の理由により裁量的公開ができることを定めている。

これは、第6条第1項各号において、公益上の義務的公開が規定されるなど、公益が既に斟酌されているものではあるところ、第6条第1項の判断自体においては、非公開とすることの必要性が認められる場合であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、公開することの利益が非公開とすることの利益に優越すると認められる場合があり得るため、高度な行政的判断により裁量的公開を行う余地を残しておくべきと考えられたためである。

したがって、公益上の裁量公開をしなかったことが著しく社会的妥当性を欠くことが明らかであり、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したと認められる場合に限り、同条第2項に照らして違法と評価されるべきである。

請求人らは、本件会議が1時間30分という長時間にわたって行われたことから推察される重要性、及び、国に対して協議を求めるとの市長の発言から推察される公共性から公開すべきことを主張しており、これら

の主張は、条例第6条2項に基づき、公益上の理由による裁量的公開を求めているものとみることできる。

しかしながら、請求人らのこれらの主張は漠然とした指摘にとどまっております。これらの主張にかかわらず、本件各処分において非公開とされた個人の氏名の部分及び法人の事業に関する情報の部分については、裁量公開しなかったことが著しく社会的妥当性を欠くというような事情は見当たらず、この点からも、本件各処分が違法であるとは認められない。

第5 当審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適正について

本件各審査請求について、審理手続は適正に行われたと認められる。

なお、審査庁からの諮問の趣旨としては、諮問書にあるとおりであるが、この答申に伴う当審査会としての審議においては、この諮問の趣旨にとられることなく、公正かつ適正に判断を行った。

2 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、実施機関の保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、広く情報を公開することにより、市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、市民福祉の増進に寄与し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資することを目的として掲げている。また、条例第3条においては、当該公開を求める権利が十分に尊重されるように条例を解釈し、運用することが実施機関の責務とされている。これら条例の規定の趣旨に鑑み、当審査会は、原則公開の基本原則の下、条例の規定の適用に関し、判断するものである。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、『「国道24号×JR万葉まほろば線付近整備」議事録』である。本件対象文書を見分した結果を踏まえてその非公開の情報の該当性について検討する。

(1) 条例第6条第1項第1号該当性について

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開とできる旨を規定するものである。

本件対象文書の内容を当審査会で見分したところ、本件各処分において非公開とされた個人に関する情報の部分は、本件対象文書1頁(表面)上部の「相手方」の項に記載されている本件株式会社の従業員と推察される個人(以下「本従業員」という。)の姓及びその担当業務に関する情報であった。これら非公開とした情報のうち、本従業員の姓については、条例第6条第1項第1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書に該当する事情は認められないから、非公開とすることが妥当である。

ただし、非公開とした情報のうち、本従業員の担当業務に関する部分(別表の公開部分①)については、本従業員の姓を非公開としたなら、本件株式会社の会社規模に照らして担当業務をもって個人を識別することができることとなるとは認め難く、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとの事情も認められないから、別表の公開部分①は、公開すべきである。

(2) 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号本文及び同号アは、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を非公開とできる旨を規定するものである。なお、同号ただし書においては、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することがより必要であると認められるものを除く旨を規定している。

本件対象文書の内容を当審査会で見分したところ、本件各処分において非公開とされた法人の事業に関する情報の部分は、本件対象文書1頁(表面)中ほどから2頁(裏面)に至る<内容>欄の記載中の3か所の部分である。これら部分は、全て本件株式会社の〇〇氏の発言部分である。その内容には、本件株式会社の個別具体的な事業計画、事業進捗状況その他の事業に関する情報が多分に含まれており、当該情報部分を公にした場合に、本件株式会社の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、その蓋然性を肯定できる。従って、本件株式会社の具体的な事業に関する情報部分については、条例第6条第1項第2号本文及び同号アに該当し、同号ただし書に該当する事情は認められないから、非公開とすることが妥当である。

しかしながら、本件各処分において非公開とされた法人の事業に関す

る情報の部分には、国道24号の拡幅、八木西口駅やJR畝傍駅のあり方に触れた発言部分も含まれており（別表の公開部分②～④）、本件株式会社の事業計画に密接に関連する事項である可能性はあるものの、当該発言部分が本件株式会社の具体的な事業に関する情報であるとは認められない。当該記述部分を公にしたとしても、本件株式会社又は当該記述部分に係る法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあると一般的に認めるには困難がある。審査庁の諮問に係る判断においても、個別具体的な事情に即した主張立証はなく、その蓋然性は認められない。よって条例第6条第1項第2号の非公開とすべき法人の事業に関する情報に該当しないから、別表の公開部分②～④は、公開すべきである。

(3) 条例第6条第2項該当性について

条例第6条第2項は、実施機関は、公開請求に係る行政文書に前項各号に掲げる非公開の情報が記録されている場合において、同項の規定により非公開として保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、公開請求をした者に対し、当該行政文書を公開することができる旨を規定するものである。

前2号において、非公開とすることが妥当であると当審査会が判断した部分に関して、非公開として保護される利益に優越する公益上の理由があるとの特別の事情は認められないから、条例第6条第2項の規定により裁量公開すべき情報は存在しない。

4 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり、判断した。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問案件について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-----------|-------------|
| ① | 令和4年2月24日 | 審査庁から諮問書を受理 |
| ② | 令和4年4月19日 | 論点整理・調査審議 |

令和4年9月16日

檀原市行政不服審査会 第二部会
部会長 北岡 秀晃
委員 荒木 進
委員 大塚 佳代子
委員 福井 麻起子

(別表)

・当審査会として公開すべきと判断した箇所

行数の数は、文字行数でカウントし、空白の行や罫線についてはカウントしない。

公開部分①

1 ページ 5 行目 14 文字目から 21 文字目までを非公開としていたところ

1 ページ 5 行目 16 文字目から 21 文字目までを公開する。

公開部分②

1 ページ 16 行目 1 文字目から 23 行目 33 文字目までを非公開としていたところ

1 ページ 17 行目 20 文字目から 20 行目 5 文字目まで、

1 ページ 22 行目 33 文字目から 23 行目 33 文字目までをそれぞれ公開する。

公開部分③

1 ページ 33 行目 33 文字目から 37 行目 13 文字目までを非公開としていたところ

1 ページ 35 行目 35 文字目から 37 行目 13 文字目までを公開する。

公開部分④

2 ページ 2 行目 6 文字目から 5 行目 38 文字目までを非公開としていたところ

2 ページ 2 行目 6 文字目から 5 行目 6 文字目までを公開する。

以上